

特定非営利活動法人多言語センターFACIL

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多言語センターFACIL と称する。英文では、Multilanguage Center FACIL と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市長田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国籍に関係なく地域住民に対して、多言語・多文化に関する事業を行い、多文化共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類および事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

2 前条の目的を達成するため、この法人は次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 多言語翻訳および通訳事業
- (2) 各種機関、地域住民と外国人住民のコーディネート事業
- (3) 在日外国人コミュニティの自助活動の自立支援事業
- (4) 多言語・多文化環境に係る政策に対する提言事業
- (5) 外国人住民に関する活動を行う団体などとのネットワークづくり、助言、援助事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 理事会において定めた会員

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとするものは、別に定める所定の書式によって理事長に申請し、理事会の審議を経るものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 15人以内
 - (2) 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 役員のおすすめにより理事会の承認を経て、法人の発展に寄与した者を特別顧問とすることができる。

(選任等)

第13条 理事は理事会で選任し、総会に報告する。監事は総会で選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の監事が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長するものとする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、理事との兼務を妨げない

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成等)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告および活動決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 監事の選任
- (4) 解散

- (5) 合併
 - (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 入会金および会費の額
 - (3) 理事の選任、報酬、職務
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) 事務局の組織及び運営
 - (6) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があった場合
 - (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があった場合
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

- 第 24 条 総会および理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時、および場所ならびに会議の目的である事項およびその内容を、書面、または電磁的方法をもって 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

- 第 26 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がある場合に開会する。
- 2 理事会は、理事 3 名以上が出席した場合に開会する。

(議決)

- 第 27 条 総会または理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会または理事会における議決事項は、第 24 条第 3 項、第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

- 第 28 条 理事および正会員の表決権は、平等なるものとし、1 人 1 票とする。
- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をも

って表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員または理事は、前2条、および次条の適用については、総会または理事会に出席したものとみなす。
- 5 総会または理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員または理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員または理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(会議の運営方法)

第30条 総会および理事会の運営方法は、この定款に定めるほか、別に定める規則による。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の規則)

第34条 この法人の会計に関する規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(事業計画及び予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画および活動予算の変更は理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

- 第 36 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第 37 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 39 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 40 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第 41 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第 42 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数により議決を経て決定した者に譲渡する。

(合併)

- 第 43 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

- 第 44 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第 8 章 雑則

(細則)

第 45 条 この定款の施行について必要な規則、その他の細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	日比野 志津代
副理事長	山田 和生
理事	魚住 由紀
同	神山 勝
同	坂田 岳彦
同	庄司 博史
同	竹沢 泰子
同	三谷 真
監事	喜多 芳昭

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2007 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から 2007 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 免除
 - (2) 年会費 正会員 一口 5000 円 (団体、個人)

附則 2

- 1 この定款は、変更の認証を受けた日から施行する。